

特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号） 第1条	山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が（特別支援学校に就学する児童又は生徒）について行う（必要な援助）を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	この要綱は、山形市立小中学校に就学する学校教育施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当し、山形市教育支援委員会で（特別支援学校該当と判断された児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者）の（経済的負担を軽減）するため、当該児童生徒の就学のために必要な経費について、保護者に特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号	山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱 第6条第1項
事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	山形市特別支援教育就学奨励費の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令23条 項2号	山形市特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第1項及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領 III
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年06月12日
独自利用事務の対象者	特別支援学校該当と判断された児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者

番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月11日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	1
保護評価書の名称	特別支援教育就学奨励費に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=山形市教育委員会&ev_name=特別&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=3&opn_date_from_day=9&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=9&count=20&search=検索
委任関係	